平成２２年（フ）第１０４号
長崎県雲仙市小浜町富津4107番地
債務者　田中　麻美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
長崎県南島原市深江町甲132番地１
債務者　柴田　京子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
長崎県雲仙市国見町神代丙692番地
債務者　平田　昭仁
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
長崎県南島原市深江町丙1148番地
債務者　前田　俊之
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
長崎県島原市大下町丙1191番地14
債務者　園田　明広
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
長崎県島原市下宮町甲1773番地
債務者　林田万寿美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
栃木県宇都宮市白沢町567番地１
債務者　大垣　光章
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８７号
栃木県宇都宮市野高谷町611―１　エテルノフィオーレ３番館205号室、住民票上の住所東京都清瀬市中里２丁目1623番地５
債務者　藤井あずさ（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９６号
栃木県那須烏山市曲畑1240番地
債務者　渡邉久美子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２２号
栃木県宇都宮市五代２丁目８番２号
債務者　髙松　貴志
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３２号
栃木県真岡市清水1446番地４
債務者　磯　美津子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３３号
栃木県宇都宮市桜２丁目１番39号　メゾン桜202号室
債務者　渡辺　由紀
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３４号
栃木県那須郡那珂川町馬頭2239番地５
債務者　山口　光男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３５号
栃木県那須郡那珂川町馬頭2239番地５
債務者　山口美智代
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３７号
栃木県日光市所野1541番地２　江戸川区立日光林間学校、前住所神奈川県横浜市鶴見区東寺尾１丁目15番Ｓ―501号
債務者　鈴木　政春
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６４６号
横浜市鶴見区下野谷町３丁目92番地２
債務者　竹内　勝己
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部